

さしま環境管理事務組合障害者活躍推進計画

機関名	さしま環境管理事務組合
任命権者	管理者 橋本 正裕
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）
さしま環境管理事務組合における障害者雇用における課題	さしま環境管理事務組合においては、小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 途中障害者として身体障害者となった職員が在籍することもあるが、これまで個別に対応しており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
① 採用に関する目標	在籍する法定雇用障害者数が前年度を下回らないことはもとより、採用に当たっては、障害者を差別することなく、能力本位の選考を行う。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口として総務課総務係を設定し、職員に周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○組合で実施している人事評価の面談の際、障害者である職員に対して、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

	<p>○なお、措置を講じるにあたって、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>